

令和6年度航空燃料（JET A-1）単価契約仕様書

1 品名、品質

航空燃料、JET A-1

2 年間予定数量

54,000リットル

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日（納入日は発注者が指定する日）

4 納入場所

千葉市緑区平川町1513-1 千葉市消防局警防部航空課

5 納入及び試験等

- (1) 航空燃料（JET A-1）は、航空燃料専用ローリーで納入すること。
- (2) 航空燃料（JET A-1）の供給元から発行される試験成績報告書及び出荷証明書を提供前に提出すること。
- (3) ローリータンク上部蓋が封印されていることを立会者に確認させること。
- (4) 給油前にローリータンクドレンから航空燃料を抜き取り、検水試験及び密度試験を行う。密度試験結果の密度と出荷証明書との密度差は、供給元石油会社で定められている範囲であること。

なお、検水試験、密度試験に使用する器具類は、発注者が用意し実施する。

6 給油口の規格等

- (1) 給油口の型式は、JCカーター6958であるため、ローリーのホース先端に取り付けるノズルにJCカーター427アダプターを用意すること。
- (2) 給油に際しては、ローリー側ポンプを作動させ受け入れる方式であるため、ローリー車はポンプによる吐出が可能な車両であること。

7 その他

- (1) 支払方法は各月完了払いとする。
- (2) 燃料納入日は、発注者が事前に電話連絡にて指定するものとする。
また、大規模災害が発生した場合、速やかに航空燃料を納入できる体制を取れること。
- (3) 航空燃料契約単価は、毎月1回、財務省から公表される「貿易統計（速報）原油、粗油CIF価格（以下CIF価格とする）」を基準とし、1リットル当たり±3円（小数点第三位四捨五入）以上の変動があった場合には、その変動した差額分を現在の契約単価に加えたものを改定単価とし、変更契約を締結するものとする。

また、C I F 価格が 1 リットル当たり ± 3 円（小数点第三位四捨五入）未満の変動の場合は、翌月以降に公表される C I F 価格と合算し、変動額の累計が ± 3 円（小数点第三位四捨五入）以上となった場合に変更契約を締結するものとする。

なお、改定単価の適用は、C I F 価格が 1 リットル当たり ± 3 円以上となることが判明した月の翌月 1 日以降の納入分からとする。

(4) 日本政府の燃料油価格激変緩和対策事業において、航空燃料に対して燃料油価格激変緩和補助金（以下、補助金とする。）が継続し補助金が発生する場合、当該月の請求書に当該月の補助金相当額を記載することとし、請求額から差し引くものとする。

なお、請求書提出時に補助金単価等が分かる書類も併せて提出すること。

(5) その他、上記に定めがない事項においても、発注者・受注者協議のうえ、決定できるものとする。